

[原著論文]

学校におけるソーシャルワーク実践に関する一考察 —学校を拠点とした相談・支援システムの検討—

丸田秋男

キーワード：学校、地域の拠点、ソーシャルワーク実践、相談・支援システム、ケアマネジメント

A design concerning the practice of social work in schools:
The basis for the examination of a consultation/support system

Akio Maruta, M.A., C.S.W

Abstract

Incorporation of social activity into school curricula seems to be a step towards the development of schools as a practice center for such activities. Thus, the methods for establishing such system have been considered. First, the basic frame works and concept on social work through consultation and support will be mentioned, followed by presenting a model of care management functioning on consultation and support system of which schools are the strong point. In this paper, we discuss the social work practice in schools carried out by the author without the analytical and survey data. The school-centered consultation and support system will be performed in north district of Niigata city, however, study and the check-up on effectiveness of this system will be remained for future.

Key words : schools, basis in community, social work practice, consultation/support system, care management

要旨

我が国の学校へのソーシャルワークの適用は、学校を拠点としたソーシャルワーク実践の展開であると捉え、その具体的方法を検討した。

相談・支援のためのソーシャルワーク実践の視点とその枠組みについて筆者の考えを明らかにした上で、学校を拠点とした相談・支援システム及びそのシステムを機能させるケアマネジメントモデルを提示した。

本稿は、分析・調査等によるものでなく、

筆者の学校におけるソーシャルワーク実践を基盤にして論述したものである。学校を拠点とした相談・支援システムは、新潟市北地区において試行的に実施することとなっているが、システムの実効性に関する検証は今後の課題である。

I はじめに

筆者は、児童相談所ソーシャルワーカー、学校カウンセラー、少年サポートチーム専門指導員等の立場で、いじめ、不登校、怠

丸田秋男 新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科

[連絡先] 〒950-3198 新潟市島見町1398番地
TEL・FAX: 025-257-4473
E-mail: maruta@nuhw.ac.jp

学、校内暴力など、子どもの生活の場である学校における様々な問題と関わって30年余になる。いずれも、教育委員会や学校長の管理下にある立場ではなく、関係機関あるいは関係者としての関わりであるが、学校へのソーシャルワークの適用については、次のような問題意識をもっている。

- ① 我が国へのソーシャルワークの適用は、学校制度や子どもの問題に対処する社会的仕組み(価値・制度等)、問題の社会的背景と実態等が異なるアメリカのスクールソーシャルワーク (Social Work Services in Schools) の制度的導入を目指すよりは、児童家庭福祉分野で蓄積してきているソーシャルワーク実践の方法の普及・定着を図ることが優先するのではないか。
- ② 学校へのソーシャルワークの適用は、ソーシャルワークの実践者の身分が教育委員会や学校の管理下に有る無しにかかわらず、我が国で公認されるソーシャルワーカー (社会福祉士) あるいはそれに準ずる者が主たる担い手となることが望ましいと考える。また、ソーシャルワーク実践の視点と枠組み及びその方法は、教育委員会や学校、学校カウンセリング事業等と共有することができるのではないか。つまり、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者とソーシャルワーク実践を共有できるのではないか。
- ③ 学校へのソーシャルワークの適用は、ケースワークとカウンセリングだけでなく、コミュニティワークやソーシャルアクションを含むこととなる。そして、その実践は子ども、家族、学校、地域に提供されるものであるので、地域における相談・支援システムの構築に当たっては、学校の新たな役割を検討することができるのでないか。

先行研究との関係については、山下が指摘するように^(註1)、制度としてのス

クールソーシャルワークの必要性や独自性(スクールカウンセリングとの違いなど)に焦点を当てた論述が多くを占めている。例えば、鈴木は学校福祉という視点から学校ソーシャルワークの必要性を論じ^(註2)、山下は学校における新たな子ども支援システムとしてのスクールソーシャルワークの必要性を提唱している^(註4)。また、岩崎は教育臨床の視点から学校ソーシャルワークに基づく援助システムを提示している^(註5)。

しかし、これらは、学校へのソーシャルワークの適用に関する実践モデルあるいは枠組みの実証的研究は今後の課題として残しており、児童家庭福祉のソーシャルワーク実践の視点や方法を学校にどのように適用させるか、地域における相談・支援システムの構築において学校がどのような役割を担うかといった議論には至っていないといえる。

本稿では、まず、児童ソーシャルワーク実践者の立場から、学校へのソーシャルワークの適用（以下「学校におけるソーシャルワーク実践」という）に当たっての基本的視点と枠組みについて、山下や門田の考え方を踏まえながら筆者の主張を明らかにする。次に、地域における相談・支援システムの構築において学校が担う新たな役割とその方法について検討する。なお、これらの検討は、筆者の児童ソーシャルワークの実践を通じた体験的理説と経験的事実に基づく仮説的な検討であり、今後の実証的研究の前段階として位置づけている。

II 学校におけるソーシャルワーク実践の視点

学校におけるソーシャルワーク実践の視点については、山下は、「スクールソーシャルワークにおいては、問題は個人と彼らを

取り巻く周囲の種々の環境的要素との組み合いで、生じるとする考え方立っている」¹⁾とし、「子どもの周囲の家族や学校、地域社会も変革の対象として想定される」²⁾と述べている。また、門田は、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）のソーシャルワークの定義中の「人と環境との相互作用」と「人権と社会正義」を論拠として、「学校ソーシャルワークは、児童生徒の成長・発達と教育が保障されていない社会不正義な状況にある児童生徒に対して、状況改善に向けて取り組む」³⁾とし、その取り組みが「学校—家庭—地域」に及ぶことを重視している。

これに対して、筆者は、1980年代から児童ソーシャルワーク実践者の立場で、次のような視点を主張してきている（註6）。この視点は、生活支援をキーワードとするソーシャルワークの基本的視点として整理したものであるが、学校におけるソーシャルワーク実践においても共通すると考えている。

1 子ども本位であること（個別化の意味）

子ども本位ということは、子どもの生活（ここでいう「生活」とは、子どもの生理的・身体的・心理的・社会的な側面を包含したもの）を援助の対象として見据えて、一人ひとりの子どもの生活を知り、その生活の中にどのような困難や課題があるかを理解し、子どもの生活を個別的に支援しようとするアプローチのことである。

2 子どもの生活を支援すること（生活支援の意味）

子どもの生活の場、すなわち家族、学校、地域の中で個別的な援助を行っていくと、子どもはその生活において様々な人間関係や環境との相互作用をもつてることがわかってくる。子どもの生活を支援するとい

うことは、「子どもの生活を取り巻く家庭、学校、地域等の環境との関わり」を問題解決のための専門的な技術としてもつことであり、その関わりを通して「子どもの生活そのものを支援する（生活支援）」ことである。

3 家族と関わること（家族支援の意味）

子どもの生活支援のプロセスにおいては、子どもとの関係を通して家族との関わりをもつことになる。家族と関わることは、子どもが抱えている困難や課題を家族との関係において解決しようとすることであり、生活支援のための専門的技術の一つとして「家族との関わり（家族支援）」をもつことを意味する。なお、「家族との関わり（家族支援）」については、家族は子どもの生活にとって最も密接で最大の環境要因であるとする考え方立つものである。

4 相談・助言等を越えること（臨床的な意味）

子どもの生活そのものを支援するということは、子どもとの直接的な人間関係に責任をもち、子どもが抱えている困難や課題を個別化し、子どもの生活を取り巻く環境の調整や様々な福祉サービス等の結びつけ、必要な社会資源の開発等を総合的に援助することとなる。相談・助言というレベルを越えて、子どもの発達や内面的なこころの問題、子どもの自己実現などを支援するという観点から臨床的な役割を果たすという考え方立つものである。

5 地域と関わること（地域活動の必要性）

地域と関わることは、家族支援の考え方と同じように、子どもが抱えている困難や課題を子どもの生活の場である地域

との関連において解決しようとしていることであり、生活支援のための専門的技術の一つとして「地域との関わり（地域活動）」を推進しようとしている。これは、単に、子どもの生活を取り巻く様々な関係機関等との連携を図ることだけではなく、一人ひとりの子どもの生活から出発し、その生活の一側面として「地域」、「地域における生活関係」を捉えようとする考え方にも立つものである。

III 学校におけるソーシャルワーク実践の枠組み

子どもとその家族が生活の中に抱える困難や課題に対して、子ども本位の立場に立って、学校におけるソーシャルワーク実践を展開するためには、その実践の枠組みを確

立する必要がある。山下は、スクールソーシャルワーク導入の意義は、「学校を基軸としつつも、地域社会全体の生活の質を高めることに寄与しようとする取り組みは、新たな社会資源として位置づけることが可能であろう」⁴⁾とした上で、新たな実践の枠組みを研究課題としている。しかし、現状は、ニーズの特定や制度としてのスクールソーシャルワーク導入の阻害要因を検討する段階に止まっており、実践の枠組みは明確になっていない。

これに対して、筆者は、1980年代から児童ソーシャルワーク実践者の立場で、前述の基本的視点と併せて、表1に示した「相談・支援のためのソーシャルワーク実践の枠組み」^(註7)を学校関係者に提示し、学校におけるソーシャルワーク実践を行っている。

表1 相談・支援のためのソーシャルワーク実践の枠組み

第1段階		第2段階	第3段階	第4段階	備 考
1. まず子どもがあり。そして、彼等の生活がある。	2. その生活の中に様々な困難や問題があり、その誘因がある。	3. 援助者は、その問題と誘因をどう理解し、どう取り上げるか。	4. 問題をもった子どもの生活に関わり、生活を取り巻く環境との関わりをもつ。	5. 機能的に統合された援助体制で問題解決する。	
○生 育 歴 ○家 族 歴			○個別的関わり (カウンセリング等) ○集団的関わり (グループワーク等) ○地域的関わり (コミュニティワーク等)	○援助方法の再統合 ○社会資源との機関連携 ○地域の特性等に合致したシステムづくり	
○現在の状況にいたる経過		1. 子どもの生活上、現在何が重要かを確認し、 2. 子どもとその家族が何を必要とし、何が欠けているかを知り、 3. 子どもの要求に合致する解決方法を立てる。	1. 具体的援助の実施 2. 援助計画・方針及び援助内容の再検討 3. 問題の経過及び解決過程の再検討	同 左	○各専門職員による総合診断 ○各専門職員間の対等な立場でのチームワーク
○主 訴 ○現 在 の 状 況		○援助計画及び方針	○問 題 解 決 の 過 程		
○科 学 的 診 断 (家族診断、地域診断等)					

1 第1段階

子どもの「現症」を明らかにする段階であり、生育歴、家族歴、現在の状態に至る経過、主訴（本人、家族、関係者等）、客觀性のある事実としての現在の状態、子どもの生活を取り巻く環境条件、今後起こうる事態の予測等を理解する段階である。この段階は、医療の分野でいえば診断の段階である。「専門性の確立」が要件となり、心理学的・医学的・社会学的な診断と家族関係（力動）に関する診断が重要である。

2 第2段階

援助計画と方針を明らかにする段階であり、医療の分野でいえば治療上の処置及び処方の段階である。第1段階でいう「現症」が的確に捉えられれば、有効適切な援助計画と方針の具体的な内容が個別に明示されることとなる。援助計画と方針の決定に当たっては、①子どもの生活にとって何が重要であるのか。②子どもとその家族が何を必要とし、何が欠けているのか。③子どもの要求に合致しているか等の観点から十分に検討されている必要がある。要件としては、「援助者（個人・機関等）の体系的知識・技術の蓄積」や「関係するチームスタッフとの対等な関係によるグループプロセス」等がある。

3 第3段階

子どもが抱える困難や課題の問題解決に対する援助過程であり、子どもの生活から出発し、家族、学校、地域までを彼らの生活の一側面として捉えて援助することになるので、子どもとの個別的な関わりだけでなく、共通の困難や課題をもつ他の家族を含めた集団援助的な関わり、関係機関との連絡調整及び地域活動的な働きかけなど多面的な関わりを行う段階である。例えば、家庭の養育環境等に不安のある児童との関

わりにおいて、家庭訪問による実情把握だけでなく、学校、民生・児童委員、主任児童委員、市町村の保健師、福祉事務所、児童相談所等の関係者とのケースカンファレンスを行って、子どもとその家族に対する援助体制を調整しながら、個別の問題解決に当たることをいう。要件としては、援助過程を点検・評価・修正できる「ケアマネジメントの視点からのスーパービジョン」等がある。

4 第4段階

第3段階が援助による家庭医的な治療の段階であるとすると、第4段階は援助者と専門機関等による総合的な予防・治療・リハビリテーションに相当するものであり、個別的な援助から地域活動までの多面的な援助活動を総合化し、子どもの立場から計画的にプログラムを組んで問題解決に当たる段階である。例えば、児童虐待への対応について、地域の児童館や放課後児童クラブ、主任児童委員等と連携して、学校区内に「母親のための子育てミーティング」の場を設けたり、学校区単位や市町村単位に「子ども家庭支援ネットワーク」をコーディネートするなど、子どもとその家族に対する相談支援体制を組織化するのも、このような考え方に基づくものである。

この段階は、子どもが抱える困難や課題を、子どもとの直接的な関わりによって解決するために、家族、学校、地域までを子どもの生活の一側面として捉え、ケースワークやカウンセリング、グループワーク、コミュニケーションワーク等の援助技術を機能的に再統合させる援助過程である。言い換れば、子どもの生活の理解から出発し、家庭生活、学校生活、地域生活、住宅問題、経済的支援等に至る様々な福祉サービスまでを総合的にマネジメントする段階であるが、第1段階からこの段階までのソーシャルワー

ク実践の枠組み及び方法が確立していない現状にある。子ども本人はもとより、家族、学校、関係機関及び様々な公私の社会資源に至る関係者の信頼と支持を得ながら、生活支援のためのソーシャルワークの実現性や有効性を高めるとともに、実証的な体系的知識・技術を蓄積することが課題である。

IV 学校におけるソーシャルワーク実践の方法

学校におけるソーシャルワーク実践の在り方については、前述した基本的視点や実践の枠組みの検討のほかに、ケアマネジメント等の「方法」の検討や、地域における相談・支援の「場」としての学校の役割の検討などが論点になると思われる。学校ソーシャルワークの実践モデルとしては、門田が構築した「パワー交互作用モデル」^(註8)があるが、これらの論点については、十分説明されているとはいえない。

これに対して、筆者の考え方は次に述べるとおりである。

1 地域における相談・支援の「場」としての学校

地域における相談・支援の「場」の検討に当たっては、①身近な地域に相談窓口があること。②相談窓口は、住民のニーズや地域の特性等に配慮した場所に弾力的に配置できること。③その相談窓口は、住民の複合的な生活ニーズに対応するために保健・福祉・教育等にわたる様々なサービスを機能的に再統合できること。④そして、家族や地域に密着したきめ細かな相談・支援サービスを総合的かつ継続的に供給できること等が基本的要件になると思われる。

今後の地域における相談・支援の「場」は、児童家庭福祉施策の市町村事業化に対応しつつ、これらの基本的要件を充たすことのできる「場」の検討が必要と考える。

また、基本的要件の一つとした保健・福祉・教育等にわたる様々なサービスの機能的な再統合は、これまでの「保健・福祉」の統合という考え方から、「保健・福祉・教育」の統合へと展開する政策的な可能性を与えることになると思われる。

このような認識に立つと、地域における相談・支援の「場」は、市町村の相談窓口あるいは保育所や地域子育て支援センター、児童館等の活用に止めることなく、子どもとその家族にとって最大の環境要因であり子どもたちの生活の場である「学校」を、地域における相談・支援の「場」として位置づけるという政策展開につなげができるのではないか。

2 相談・支援の「方法」の検討

学校が、地域における相談・支援の「場」として役割を担い、保健・福祉・教育等の分野にまたがる多様なサービスを適切に結びつける調整等を通して、総合的かつ継続的に子どもを支援するためには、新たな社会的仕組みと援助方法としての「子ども家庭ケアマネジメント」^(註9)の検討が必要となる。

児童家庭福祉におけるケアマネジメントは、1995（平成7）年に東京都が単独事業として創設した「子ども家庭支援センター」事業の総合相談の方法として導入され^(註10)、「地域におけるあらゆる社会サービスを活用する手続き。子どもと家庭の問題を総合的に捉え、ニーズの把握、サービスの必要性の判断、サービス提供プランの作成、サービス利用の判定とサービスの調整、専門機関との連携、評価といった相談者に最適なサービスを調整・提供する一連の活動」であると説明されている^(註11)。

地域における相談・支援の大きな課題の一つは、このような総合的な援助方法の実施体制が確立していないことである。学校

におけるソーシャルワーク実践は、新たな社会的仕組みと援助方法としての「子ども家庭ケアマネジメント」であると捉え、これまで児童家庭福祉において蓄積してきたソーシャルワークの実践方法を政策的又は制度的に導入していく必要があるのでないだろうか。なぜなら、援助方法としてのケアマネジメントは、ソーシャルワーク実践のプロセスそのものであり、学校における

ソーシャルワーク実践を普及・定着させたためには、国や自治体による政策的又は制度的な導入が前提になると考えるからである。

なお、筆者は、児童ソーシャルワークの実践者の立場から、図1に示すような「ケアマネジメントモデル」を提唱している。

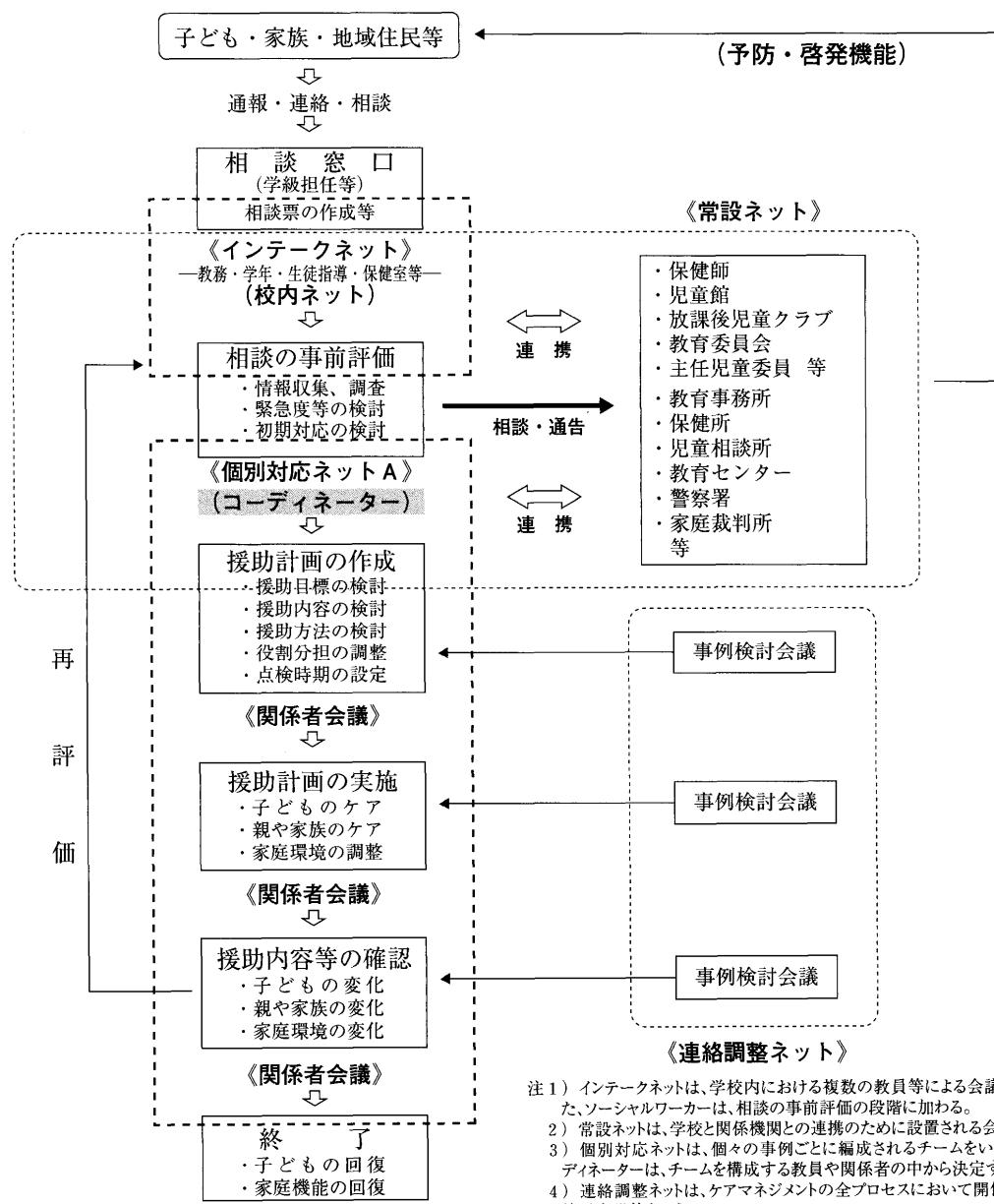


図1 学校における相談・支援のためのケアマネジメントモデル

3 相談・支援の担い手

保健・福祉・教育等の機能的な統合によって、学校が、地域における相談・支援の拠点となり、援助方法としてケアマネジメントを導入する場合、その担い手についても検討する必要がある。相談・支援の担い手としては、第一義的にはソーシャルワークについて一定の実務経験を有する者、あるいは社会福祉士や保健師等の法制化された資格を有する者などが考えられるが、援助方法の普及・定着という観点からすれば、教育委員会や学校の関係者の養成を急ぐことになるだろう。また、これらの者は、ケースワーク、カウンセリング、コミュニティワーク等の様々な援助技術を機能的に統合したソーシャルワーク実践を行うことになるので、次のような資質が求められる^(註12)。

① 子どもの話（訴え）を十分に聞くこと

子どもが言おうとしている“こころの声”のようなものに耳を傾けて、子どもの話（訴え）を十分に聞くことができる。このためには、子どもの主観的な体験（主訴など）を共感的に理解することを通して、子どもの生活全体を知り、子どもが抱えているニーズを明らかにする専門的面接技術の力が求められる。

② 子どもの“こころ”的理解に努めること

子どもが家庭や学校などで見せている行動の事実（客観的な事実等）を知るだけでなく、その背景にある育ち方、家族との人間関係、置かれている環境等に照らして、目に見えにくい内面的なこころの事実との関係において子どもを理解しようと努力すること。このためには、子どもの主観的な体験（主訴など）を共感的あるいは体験的に理解することを通して、子どもにとっての真のニーズを明らかにする力が求められる。

③ 子どもとの信頼関係の確立に努めること

子どもが援助者との直接的な人間関係を通して、援助者に関心をもったり、安心感をもつことができるよう、子どもとの人間関係に責任を持とうと努力すること。このためには、相談・支援の初期の段階から子どもとその家族との信頼関係を形成し、相談・支援の全過程を通して信頼関係を確立する力が求められる。

④ 子どもに対して具体的援助の目標を示すこと

子どもが自分にとって、今、必要としている実現可能な小目標（スマールステップ）を子どもが自分で選択できるよう、具体的援助の方法や内容等を提供すること。このためには、地域にあるフォーマル・サービスからインフォーマル・サポートに至る様々な相談・支援機能の利用等についての正しい知識と、利用等に関する援助者自身の体験的な理解力が求められる。

⑤ 子どもの選択した生活を支えること

子どもが自分で選択した実現可能な小目標（スマールステップ）に取り組む過程を、家族や学校、地域等と協働しながら複数で支えていく援助活動を継続すること。このためには、子どもの生活を個別的に支援するために、地域にある様々な相談・支援機能を調整し、支援ネットワークを形成するとともに、その援助過程において「計画→実施→点検・評価→見直し」を行うことのできるマネジメント力が求められる。

V 学校を拠点とした相談・支援システム

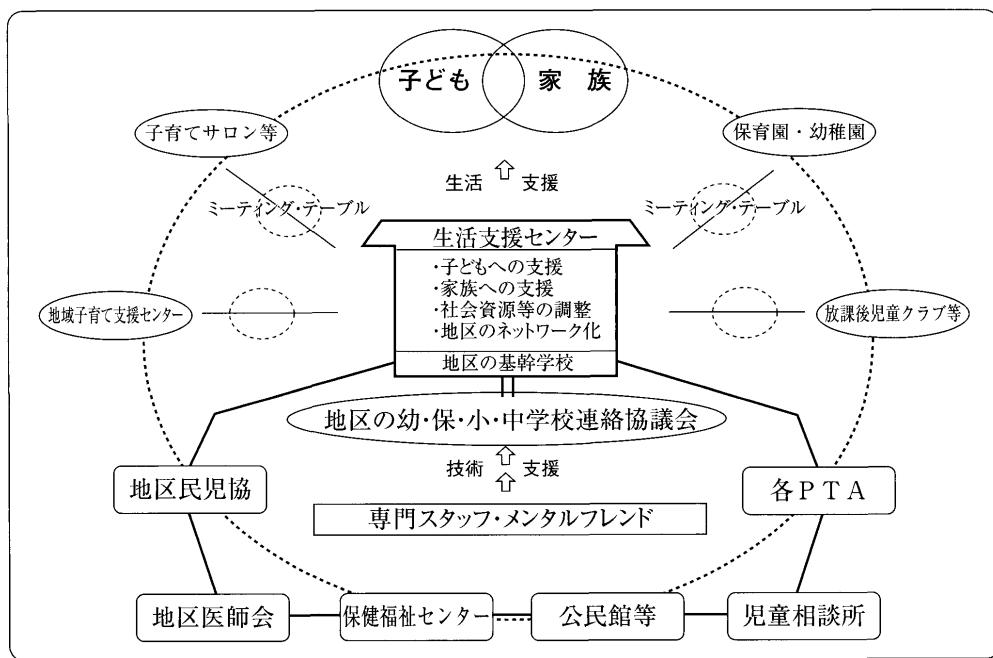
学校におけるソーシャルワーク実践の方法について検討してきたが、筆者は地域における相談・支援システムとして、「学校を拠点とした子ども生活支援センター構想」を提示している。^(註13)

この相談・支援システムは、おおむね人口1～3万人の小地域において、学校を拠点に「保健・福祉・教育」の機能的な統合

を図り、新たな社会的仕組みと援助方法としての「子ども家庭ケアマネジメント」の中核機関の役割を担う。学校を拠点とするのは、これからの中学校施設は、地域に開かれた学校として家庭教育支援施策の充実において大きな役割を担う必要があることや、地域の家庭はもとより社会教育施設や社会福祉施設等と複合的な連携を通して地域の拠点となることが求められているとの認識

に基づいている。

また、この相談・支援システムは、学校を地域の社会サービスセンターとして位置づけようとする政策的な意図をもっており、平成15年7月に法定化された市町村における「子育て支援事業」(平成17年4月1日施行)^(註14)は、相談・支援システムを構成する社会サービスあるいは生活支援機能として捉えている。



注1) 子ども生活支援センターは、運営委員会方式により運営する。

2) 保健福祉センターは、保健所と福祉事務所の地区機能を統合したもの。

3) 専門スタッフは地区内の社会福祉士や主任児童委員等を、メンタルフレンドは大学生を予定している。

4) 新潟市北地区の概況は、次のとおりである。(平成16年4月1日現在)

- ・人 口 28,663人 ※H16.4.30現在
 - ・世帯数 9,978世帯 ※H16.4.30現在
 - ・保育所 7か所 (定員540人)
※公立 2か所150人、市立 5か所390人
※認可外保育所は 5か所 (定員171人)
 - ・地域子育て支援センター 1か所 (私立)
 - ・幼稚園 1か所 (定員90人)
 - ・児童館 なし
 - ・放課後児童クラブ 3か所
 - ・小学校 4か校 (児童数1,736人)
 - ・中学校 3か校 (生徒数894人)
 - ・高 校 1か校 (生徒数606人)

図2 新潟市北地区における子ども生活支援センター構想

なお、この相談・支援システムの主な機能としては、次のようなものを想定している。

① 子どもとその家族への生活支援

子どもとその家族が抱える様々な困難や課題に対する相談・支援をはじめ、放課後対策や学校週5日制対策としてのデイサービス、保護者の疾病や休日出勤等の理由によるショートステイ、ひとり親家庭へのホームフレンドの派遣等の複合的な機能を通して、子どもとその家族の生活を総合的かつ継続的に支援する。

② 社会資源の調整及び改善

子どもとその家族が抱える困難や課題を解決するためには、学校や地域など社会資源との関係（連携）を重視するだけではなく、子どもとその家族のニーズに合致したサービスを提供するための調整及び改善が必要となる。ここでいう調整や改善とは、既存の社会資源を利用を促進したり、複数のサービスの利用を調整することだけでなく、子どもとその家族のニーズに合致したサービスを提供するためにサービスを提供の仕組みや内容等について改善を働きかける支援も含んでいる。

③ 地域におけるネットワークづくり

子どもとその家族が抱える様々な困難や課題を解決するために、社会資源の調整及び改善を進めていくと、地域にはフォーマル・サービスからインフォーマル・サポートに至る多くの生活支援機能があることが見えてくる。地域における子育て支援や児童虐待対策等においては、これら散在している生活支援機能を連結して、子どもとその家族が抱える困難や課題に総合的かつ一貫的に対応することが求められている。例えば、同じ地域内にある母子保健施策の「児童虐待防止市町村ネットワーク」と家庭教育施策の「市町村子育て支援ネットワーク」は、市町村の担当部門によって縦割り

にされ、共通する課題や個別事例等に対応するための仕組みを欠いていたり、児童家庭福祉施策の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」では、子どもの生活の場で観察される多々の問題等について、学校や地域の児童委員等と個別協議する仕組みが確保されていない実態がある。

この相談・支援システムの機能の特色は、これら縦割りのネットワークや地域に散在している生活支援機能を連結して、子どもとその家族のニーズに合致した個別対応型のネットワークを機能させることにある。

VI 今後の課題

筆者は、本稿で述べた考え方や展開方法の枠組み等を踏まえ、新潟市北地区（人口約3万人）において、図2に示したシステムの設置・運営の準備を進めている。具体的には、地区保健福祉センターをはじめ保育所、幼稚園、小・中学校、地区公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、地区社会福祉協議会、地区児童育成協議会などの連携システムを形成し運営することで合意している。なお、合意に至るプロセスは、筆者の地域における相談・支援活動が基盤になっており、システムを効果的・継続的に機能させる方法としては、図1に示した「ケアマネジメントモデル」を用いる予定である。

今後の課題は、このシステムの早期運営を図り、試行的実施のプロセスを段階的に積み重ねるとともに、実践事例の検証等を通して「学校を拠点とした相談・支援システム」の構築を図ることにある。

文献

- 1) 山下栄三郎：スクールソーシャルワーカー—学校における新たな子ども支援システム—. 学苑社. p63, 2003.
- 2) 前掲1). p63.

- 3) 古橋啓介, 門田光司, 岩橋宗哉: 子どもの発達臨床と学校ソーシャルワーク. ミネルヴァ書房. p21, 2004.
- 4) 前掲 1). p66.

註

- 註 1) 山下栄三郎: スクールソーシャルワーク—学校における新たな子ども支援システム—. 学苑社. pp75-83, 2003.
- 註 2) 鈴木庸裕: 学校ソーシャルワークの創造と生活指導論の転換（1）－学校福祉とエンパワメントの視点から－, 福島大学教育学部論集, 第66号: pp17-34, 1999.
- 註 3) 鈴木庸裕: 学校ソーシャルワークと生活指導—学校・地域・家庭の連携とソーシャルワークの専門性—, 福島大学教育学部論集, 第69号: pp49-66, 2000.
- 註 4) 前掲（註 1）を参照。
- 註 5) 岩崎久志: 教育臨床への学校ソーシャルワーク導入に関する研究. 風間書房. 2001.
- 註 6) この視点の整理は、拙稿：児童のためのケースワーク論（1），新潟県児童相談所研究紀要，第11号：pp105-118, 1988. で示した考え方に基づいている。
- 註 7) この枠組みは、前掲註 6). pp110-112 が初出である。
- 註 8) 門田光司: 学校ソーシャルワーク入門. 中央法規出版. 2003. や、古橋啓介, 門田光司, 岩橋宗哉: 子どもの発達臨床と学校ソーシャルワーク. ミネルヴァ書房. 2004. 等を参照。
- 註 9) 児童家庭福祉等の分野では、ケースマネジメントという用語が用いられているが、本稿では、利用者（ケース）をマネジメントするのではなく、必要とされるケアをマネジメントす

るという意味から、ケアマネジメントという用語を用いている。

- 註10) この事業は、国が1997（平成9）年の児童福祉法改正の際に法定化した「児童家庭支援センター」のモデルとなったものである。
- 註11) 東京都児童福祉審議会意見具申「地域における子ども家庭支援のネットワークづくり—区市町村の役割とファミリーソーシャルワークの展開について—」（平成13年11月20日）等を参照。
- 註12) これらについては、拙稿：「こころのケア」という視点からのかかわり, 生徒指導だより, No.136: 長岡市生徒指導研究会, 1997. や、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の下で設置された「障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会」での議論等を踏まえている。
- 註13) 「学校を拠点とした子ども生活支援センター構想」については、筆者の高崎経済大学大学院地域政策研究科修士論文：政策・課題としての生活支援—児童家庭福祉における生活支援施策の在り方に関する研究—, 2003. を参照。
- 註14) 「子育て支援事業」とは、地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業等をいう。